

1 計画策定の背景

1.1 地球温暖化対策の経緯

1.1.1 地球温暖化の現状

2014（平成 26）年 10 月に採択された気候変動に関する政府間パネル*（IPCC*）の「IPCC 第 5 次評価報告書 統合報告書」では、地球温暖化*の事実について疑う余地が無いこと、経済成長や人口増加が温暖化の支配的な原因である可能性が高いこと、地上の気温は評価されたすべてのシナリオにおいて 21 世紀末までに 4℃上昇すると予測されています。これにより、地球温暖化対策は待ったなしの状況にあり、全世界が最優先で取り組むべき課題の一つであることが、明らかになりました。

すでに、地球温暖化の影響は様々な分野で顕在化しつつあり、我々の生活においても気象の変化という形で、感じるが増えています。地球温暖化は極めて身近で、生活の安全・安心を脅かす問題となっています。

地球温暖化の主な原因である温室効果ガス*の排出は、日常生活のあらゆる場面が関わっています。これは、一人ひとりの意識と行動を変えれば、温室効果ガスは削減できるということでもあります。地球温暖化による影響を最小限に抑え、持続可能な社会をつくるため、一人ひとりが、それぞれの立場から真剣に地球温暖化対策に向き合うことが求められています。加えて、近年では、地球温暖化対策に取り組むことの意義が社会的に浸透し、そうした活動をプラスに評価する様々な制度が整えられ、事業活動における付加価値の向上や新たなビジネスチャンスに広がりつつあります。

地球温暖化対策は、千代田区をはじめ、地球上すべての人々にとって、将来にわたる生活の安心・安全を確保するために欠かせない取り組みです。同時に、その意義を私たちが共有し、活動を促す制度や仕組みを構築・運用することで、新たな側面から社会の持続的な発展を促す取り組みへとつながっていきます。

1.1.2 千代田区の実績

千代田区では、2007（平成 19）年に全国で初めて CO₂ 排出量の削減対策目標を掲げた地球温暖化対策条例を制定し、CO₂ 排出量の削減に取り組んでいます。この条例では、1990（平成 2）年比で 2020（平成 32）年までに二酸化炭素（以下、「CO₂」という）を 25%削減するという対策目標を掲げています。

また、千代田区は、2009（平成 21）年 1 月、東京都内の自治体で唯一国から低炭素化と持続的な発展を両立する地域モデルの実現を先導する役割を担う「環境モデル都市*」として選定されました。環境モデル都市は、2014（平成 26）年 11 月現在、全国の 23 都市が選定されており、千代田区では「高水準な建物のエネルギー対策の推進」「まちづくりの機会と場を活かした面的対策の推進」「地域連携の推進」の 3 つの柱で取り組みを推進しています。

さらに 2010（平成 22）年 6 月には「千代田区地球温暖化対策地域推進計画」（以下、「前計画」という）を策定し、目標の達成に向けて今日まで地球温暖化対策を推進してきました。

1.2 区の取組意義

前計画に引き続き、条例のもと、千代田区では地球温暖化対策に取り組みます。千代田区が地球温暖化対策に取り組む意義は以下のとおりです。

- 条例の対策目標達成のために

千代田区は、全国の自治体で初めて温室効果ガスを削減するための対策目標を条例に掲げました。これを踏まえて、区内では着実に CO₂ 排出削減に取り組んでいます。しかし、条例の目標年である 2020（平成 32）年があと 6 年と近づいており、削減対策の強化が求められます。先進的な対策目標を掲げるだけでなく、そのために区民・事業者が一体となって取り組むことが、目標達成のために必要です。

- エネルギーの大消費地の責務として

千代田区は、江戸時代から今日までわが国の政治・経済の中心地として、多くのエネルギーを消費していますが、その大部分を地方からの供給に依存しています。千代田区内における活発な政治・経済活動は、わが国の発展の大きな原動力となってきました。一方で、それに伴う大量のエネルギー消費は、地球温暖化の進行の一因でもあります。地方への依存を減らすとともに、東日本大震災を契機として、防災の視点を取り入れた地域のエネルギー対策の再構築が求められます。

- 環境モデル都市の取組発信のため

千代田区は、経済と環境の調和した低炭素型社会*の構築を進めるとともに、環境モデル都市として、他自治体のモデルとなる先進的な取組みを発信することが求められます。

- ◆ 地球温暖化対策に係る千代田区及び国内外の動向

	千代田区	国内外
2008（平成 20）年 1月	千代田区地球温暖化対策条例 施行	
2009（平成 21）年 1月	環境モデル都市に選定	
2010（平成 22）年 6月	千代田区地球温暖化対策地域推進計画 策定	
2011（平成 23）年 3月		東日本大震災及びそれに伴う福島第一原発事故の発生
2012（平成 24）年 4月		第四次環境基本計画 閣議決定 （2050 年までに温室効果ガス排出量を現状から 80%削減）
	7月	再生可能エネルギー*の固定価格買取制度 開始
2013（平成 25）年 11月		2020 年度に向けた国の温室効果ガス排出対策目標（暫定値）公表（2020 年度に 2005 年度比で 3.8%減）
2014（平成 26）年 3月	千代田区環境モデル都市第 2 期行動計画 策定	
	4月	エネルギー基本計画 閣議決定
	10月	IPCC 第 5 次評価報告書統合報告書 採択

1.3 前計画の評価

1.3.1 前計画の概要と評価の方法

2010（平成22）年に策定した前計画は、1990（平成2）年比で2020（平成32）年までにCO₂を25%削減する条例の目標を達成するため、短期及び中期の二つの計画期間で、以下の対策目標を掲げています。

【対策目標】

【短期】

策定時の京都議定書*目標達成計画に示された対策目標を達成します。

2012年度までに、区内のエネルギー起源CO₂排出量を

家庭部門において1990年度比+6%、

業務部門において1990年度比+15%

までに抑制します。

【中期】

2020年度までに、区内のエネルギー起源CO₂排出量を

区全体において1990年度比 25%

にします。

また、目標達成に向けた方針として、4方針を掲げ、施策を展開しています。

【目標達成に向けた方針】

方針① 温暖化配慮行動を行う「人づくり」を推進

方針② 建物のエネルギー対策を推進

方針③ まちづくりの機会と場を活かした面的対策を推進

方針④ 地域連携による低炭素化を推進

以上の前計画に対し、温室効果ガス対策目標の達成状況と施策の取組状況の2つの視点から、評価を行いました。

1.3.2 温室効果ガスの対策目標達成状況の評価

対策目標のうち、2012（平成24）年度に期間を終えた短期の目標について評価を行った結果は表 1-1 のとおりです。

当該年度実排出係数*（電気事業者の発電における燃料構成を踏まえた実際の排出量に近い条件で設定）で算定した場合、家庭部門の目標は達成、業務部門の目標はほぼ達成となっており、前計画の短期対策目標期間中は概ね順調に成果が現れています。

参考として、電力排出係数を基準年度である 1990（平成2）年度に固定（電気の発電構成を 1990（平成2）年度と同じ条件とみなし、エネルギー消費量以外の要因が算定結果に影響することを排除）して算定した場合、排出量の抑制は家庭部門、業務部門ともに目標を大きく上回るペースで達成しています。

表 1-1 前計画の短期の対策目標の達成状況

	家庭部門	業務部門
対策目標	1990 年度比 + 6%に抑制	1990 年度比 + 15%に抑制
達成状況	<p>1990 年度比▲5.7%</p> <p>達成</p> <p>参考 1990 年度排出係数で算定した場合 (1990 年度比▲11.5%)</p>	<p>1990 年度比 + 15.1%</p> <p>ほぼ達成</p> <p>参考 1990 年度排出係数で算定した場合 (1990 年度比+8.1%)</p>

1.3.3 施策の取組状況の評価

前計画の4つの方針のもとに、様々な地球温暖化対策の取組みを実施してきましたが、“主な施策”（計13施策）を対象に、それぞれ含まれる事業の2014（平成26）年度末時点の実施状況をもとに4段階で評価しました（表 1-2 参照）。

その結果、計13施策のうち10の施策ですべての事業が実施済みであり、前計画における施策は概ね順調に実施されました（表 1-3 参照）。

表 1-2 施策の取組状況の評価基準

評価	評価の考え方
(深堀実施)	発展して実施済みの場合
(実施)	すべての事業が実施済みの場合
(一部実施)	一部を除き、事業が実施済みの場合
× (未実施)	すべての事業が未実施の場合

表 1-3 施策の取組状況の評価結果 (2014 (平成 26) 年度末時点)

方針	施策	評価
方針 温暖化配慮行動を行う「人づくり」を推進	-1 区民の温暖化配慮行動への支援	
	-2 事業者の温暖化配慮行動への支援	
	-3 大学、病院、ホテル等への自主行動計画作成への支援	
方針 建物のエネルギー対策を推進	-1 更新時に省エネ設備・機器を導入	
	-2 エネルギー診断による運用改善*	
	-3 低炭素型設計の推進	
方針 まちづくりの機会と場を活かした面的対策を推進	-1 地域熱供給*システムの高効率化	
	-2 複数建物のエネルギー管理	
	-3 再生可能エネルギー・未利用エネルギー*の活用	
	-4 ヒートアイランド対策(緑化等の推進)	
	-5 地域交通対策(低CO ₂ 車の導入促進や自転車の活用等)	
方針 地域連携による低炭素化を推進	-1 地方の未利用エネルギー、再生可能エネルギーの活用	
	-2 地方の森林整備への協力	
実施済み(以上) 施策の施策数 : 10 施策		

<p>評価が「 」であった施策に対する取組上の課題点</p> <ul style="list-style-type: none"> -3 大学、病院、ホテル等への自主行動計画作成への支援 ホテル、病院等の事業者への働きかけや、さらなる支援が必要 -2 複数建物のエネルギー管理 複数の主体間での連携促進に向けた、温暖化対策に関する共通認識の構築が必要 -1 地方の未利用エネルギー、再生可能エネルギーの活用 時代の趨勢や法制度に合わせた未利用エネルギー、再生可能エネルギーの導入支援の検討が必要
--